

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

米沢市長

## 公表日

令和4年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	<p>(1)児童扶養手当法等の規定に基づき、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達業務、児童扶養手当情報の照会に関する事務処理を行う。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書や届出書の確認</li> <li>・支給要件に必要な各種情報の照会</li> <li>・児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</li> <li>・転入前の児童扶養手当台帳情報照会</li> <li>・進達事務</li> <li>・児童扶養手当情報の照会</li> </ul>
③システムの名称	<p>(1)児童扶養手当システム</p> <p>(2)団体内統合利用番号連携サーバ</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)サービス検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項</li> <li>・別表第一の37の項</li> </ul> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第29条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul> <p>(情報提供の根拠) 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2)</p> <p>(情報照会の根拠) 「児童扶養手当」が含まれる条(第31条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部子育て支援課 給付担当 電話番号0238-22-5111
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>
--------------------------

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

